

第2節 共通場面に応じた施策の推進方向

I 共通場面「地域を育む」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

<めざすべき姿>

多様な主体が協力し、全ての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育んでいる

<現状の評価と課題>

通信技術等の発達により、都市部・地方に関わらず、全国一律のサービス等が享受できるなど、利便性が向上しています。また、国籍や文化、性などの多様性を許容する風潮が浸透し、様々な立場等の人々が自由に生活しやすい環境が生まれつつある一方で、多様性や「個」が受け入れられやすいがために、地域のつながりが希薄化してきている面も否めません。人々の暮らしが便利で豊かなものになる中で、地域において、より個人や家庭が孤立しやすい環境にもなっています。特に、高齢者の親と障がいのある子だけで暮らしている「8050」問題や「親亡き後」などにおいては、まずはそういった状況に陥らないよう本人や親ともに早い段階から自立した生活が送れるよう支援していくことが重要ですが、地域において孤立しやすく、必要とする支援が行き届かず、様々な課題や苦しさを抱えながら生活している場合があります。

このように複合化・複雑化した課題への対応について、地域において十分な体制が確保できておらず、障がい者やその家族等は、将来の生活の見通しが立てられず、不安を抱えながら生活しています。また、今後のさらなる高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化を背景に、こうした問題はより急速に深刻化していくことが予測されており、家族等が元気なうちから地域とのつながりが確保され、必要な支援が行き届かせ、自立した暮らしを実現できる地域づくりが重要です。

国においても、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをもとに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地理的条件や地域資源の実態などの地域特性を踏まえつつ、包括的な支援体制の構築に取り組んでいます。

また、近年、相模原市の障がい者支援施設における殺傷事件、府内で発生した障がい者に対する監禁・死亡事件、駅ホームからの転落事故など、様々な形で障がい者の命に関わる痛ましい出来事が相次いで発生しています。それ以外にも、地震や台風、豪雨災害等の自然災害も頻発しており、地域における障がい者の自立生活や社会参加の前提となる、障がい者の安全確保や差別の解消、障がい理解の促進、基盤整備や関係機関の連携は喫緊の課題です。

「共に生きる社会」を実現するためには、障がい者がその存在を脅かされることなく、また、障がいを理由として差別を受けたり、嫌な経験をすることなく、誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として、当たり前のように生きていける地域を育んでいくことが重要です。そのためには、大阪府はもとより、市町村や障がい福祉サービス事業所、当事者や府民などが連携・協働し、力を合わせて社会全体で障がい福祉分野における課題解決に向けた取組みを進めていかなければなりません。

大阪府では、障がいの有無に関わらず、誰もが排除されず豊かに暮らす包容力のある地域を育んでいくために、「多様な主体が協力し、全ての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育んでいる」ことをめざすべき姿とし、長期的な視点を持って社会全体で課題解決に向けた取組みを進めていきます。

また、地域の様々な社会資源を活用しながら、障がい者が地域の希望する所で心豊かに安心して暮らし、いきいきと活動できるよう、地域全体で支援体制を構築し、本計画に掲げる「全ての人間（ひと）が支えあい、包容され、ともに生きる自立支援社会」をめざします。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 障がい者虐待の防止や差別の解消（「命と尊厳を守る」地域づくり）

- 平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されたことにより、虐待防止や差別解消のためのスキームが整備されつつあるところですが、依然として障がい者に対する虐待事案や差別事象が発生しています。そうした中、平成 28 年 7 月には、神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、障がい者殺傷事件が発生したところであり、このような痛ましい事件が二度と繰り返されることの無いよう、障がい者の差別や虐待の防止、障がい理解の促進により強力に取り組まなければなりません。

- 大阪府では、障がい者虐待の認定件数が全国的に見ても多い傾向にありますが、虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応のためには、市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮し、家族や施設職員などの関係者間の連絡調整が適切に実施される必要があります。大阪府としては、虐待の増減要因等の現状分析、重篤事案の事後検証や終結に至るまでのフォローに努めるとともに、市町村や専門機関との連携協力体制を引き続き確保していきます。
- また、障がい福祉サービス事業所等において、不適切な支援等から虐待が生じないよう、支援力を向上し、権利擁護の取組みの充実強化を図るための研修等を実施し、障害者総合支援法等の権限を適切に行使するとともに、市町村に対しても、研修等により職員の対応力の向上を図ります。
- 障がい者虐待においては、親が虐待者となる事案が多い傾向が見られます。社会における家族構成が大きく変化し、地域でのつながりが希薄化してきた状況の中で、障がいのある子どもを育てながら、様々な悩みを抱える親が、困っていることを発信できずに閉じこもってしまったり、子どもの障がいを受容できずに親子で社会から孤立していく状況が背景に潜んでいます。障がい者と暮らす家庭を孤立させず、既に孤立してしまった家庭や親をフォローし、障がい福祉サービスや成年後見制度の利用など適切な支援に結び付けていくことができるよう取り組んでいきます。
- 障がい者差別を解消するためには、障害者差別解消法の趣旨や障がい理解を促進するための普及啓発を充実させるとともに、個別具体的な事案に適切に対応するため、市町村における対応力の向上を図ることが不可欠です。また、共生社会を実現するため、障害者差別解消法において、障がい者差別解消支援地域協議会等の設置促進が求められているところであり、大阪府と市町村とが連携しながら、府域における体制の充実強化を図ることが必要です。

大阪府としては、引き続き、広域支援相談員による取組強化を図るとともに、大阪府障がい者差別解消協議会の合議体における分析・検証等を通じて事例の蓄積と課題や対応策などの整理を行い、その成果を踏まえ差別解消の取組みを進めていきます。
- そのような状況の中で、大阪府では、大阪府障がい者差別解消協議会において令和元年度から「大阪府障がい者差別解消条例」の見直し検討を行ってきました。合理的配慮が当たり前のものとして浸透し、障がい者差別のない社会をつくっていくためには、より多くの府民が社会的障壁の除去に取り組むことが重要です。令和3年度の条例改正に

より、大阪府では、事業者においても、過重な負担が生じない範囲での合理的配慮の提供を義務化しましたが、障害者差別解消法の改正により令和6年4月からは全国的にも過重な負担が生じない範囲での合理的配慮の提供が義務化されました。こうした法改正や社会の動きも契機として、より一層、障がい者差別の解消に向けた啓発や、障がいに対する理解促進に努め、心のバリアフリー化を図っていきます。

- また、障がい者が希望する住まいを確保するために、入居差別や地域住民との間での、いわゆる「施設コンフリクト」などの問題を解決することも必要です。これらの課題は、障がい理解が十分に浸透していないことが要因として発生するものであり、障がい者が希望する所で安心して暮らすことができるようにするために、住宅・障がい福祉・人権部局が連携し、地域住民や関係事業者等への障がい者差別の解消や啓発等に取り組み、障がい者の住まいの確保に努めます。
- 平成31年4月に、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方々を対象とした救済法が施行されました。これにより過去に障がいを有すること等を理由に、生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられた障がいのある方々に対して、一時金が支給されることとなりました。府では専用窓口を設置し、相談の受付や一時金請求の支援をするとともに、一人でも多くの方に制度を活用していただけるよう制度の周知等を積極的に進めていきます。

(2) 関係機関による強固なネットワークの構築（「支援体制と課題解決力」の強化）

- 障がい者一人ひとりの多様なニーズに応じた適切な支援を実現するためには、必要なサービスに円滑かつ的確につなげていくことが重要であり、そのためには、総合調整機能の充実や社会インフラの整備が不可欠です。また、個々の支援事例を蓄積していくことによって、その地域が抱える課題も浮き彫りになってきます。

このように、障がい者一人ひとりのよりよい暮らしを「地域全体で支える」体制と、個別支援を通じて課題を抽出し、対応策を講じることで「より良い地域に作り変えていく」仕組みを構築していくことが必要です。

- 障がい者やその家族では、ひきこもりや貧困、社会での孤立など社会的な課題を抱えているケースも多いことから、潜在的に支援を必要としている方々を把握し、手を差し伸べ、適切な支援につなげていくことが重要です。

すぐに支援を必要としている人が、どこに相談すれば良いかわからず困っていたり、

「8050 問題」や「親亡き後」といった複合的な課題を抱えているケースも含め、基幹相談支援センターを核とした相談支援体制の充実を図るとともに、緊急時の対応ができる地域生活支援拠点等の整備を促進します。

- 相談支援体制については、依然として基幹相談支援センターが未設置の市町村があり、引き続き設置に向けて市町村に働きかけていきます。さらに、個々の相談支援事業所で解決が難しい課題に直面した際に、関係機関が連携して対応できるよう、市町村の自立支援協議会の活性化を促し、ネットワーク機能の強化や個別支援の充実に取り組んでいきます。
- 地域生活支援拠点等についても、徐々に広がりを見せているものの、未だ府内全域で整備できておらず、引き続き大阪府としても府内市町村の整備状況を把握し、整備に向けて働きかけるとともに、国に対して必要な施策を求めていきます。また、既に整備されている市町村においては、地域生活支援拠点等がしっかりと運営され、障がい者の地域での暮らしを支えるセーフティネットとしての機能を十分に発揮していけるよう、各自治体における好事例や課題やノウハウなどを共有し、緊急時の受入れなど居住支援のための機能の充実を図ります。
- また、市町村の自立支援協議会についても、好事例の情報共有や個別事例の情報交換等により、課題を抽出し、関係機関による対応策の検討等が適切に実施されるよう、協議会の中核としての役割が期待される基幹相談支援センター等も併せて、市町村の取り組みを支援します。さらに、今後は、医療機関や教育機関等との連携体制を構築することで、より地域における協働の取り組みを促進します。
- このように、関係機関の連携により障がい者を支える仕組みとして、定期的な協議の場である自立支援協議会や、障がい者の重度化・高齢化や「8050 問題」や「親亡き後」も見据えた相談支援、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等の仕組みが構築されており、これらを市町村が地域の実情に応じて整備し、有効に機能させていくことが必要です。また、その際には、障がい者だけではなく、家族や支援者等をサポートしていくことも視野に入れつつ、関係機関の協働の核となる人材等を中心に各機関がそれぞれの役割分担に応じて、適切に連携することが重要です。
- 障がい者やその家族が抱える課題は、多岐に亘るものであり、障がい福祉だけではなく、地域福祉や高齢介護、教育や労働、保健医療及び危機管理などの関係機関とも連携して課題解決に向けて取り組むことで、障がい者のライフステージに応じた切れ目のな

い支援をより強化していきます。

- 具体的には、介護保険サービス利用に伴う相談支援専門員と介護支援専門員等の関係者間の連携や、行政の福祉化などに基づく障がい者雇用の促進に向けた学校と事業者とが連携した取組み、文化芸術分野における創造・発表機会の確保や福祉と防災部局との連携による平常時からの災害対策など、様々な主体の連携による取組みを進めていく必要があります。また、今後想定される大規模な自然災害で、障がい者が命を落とすことのないよう、避難場所の確保や避難支援の取組みについて関係機関、地域住民、事業所等が連携して検討を進めていきます。
- これまで、分野別、年齢別に縦割りだった支援を当事者を中心とした「包括的」な支援とし、障がい者本人だけでなく、ヤングケアラーを含む家族介護者など、その世帯が抱える地域生活課題を把握・解決する「包括的な支援体制」が市町村において整備されるように支援します。
- また、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援や地域づくり等の取組みを活かしつつ、制度を横断し、狭間を埋めていく包括的な支援体制を整備するために、重層的支援体制整備事業が府内市町村において円滑に実施されるよう支援します。

(3) 人材の確保と育成（「担い手」の強化）

- 今後、少子高齢化・人口減少社会の進展に伴い、生産年齢人口（15～64歳人口）は減少する一方で、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、障がい者一人ひとりのニーズが高度化・多様化し、今以上に障がい福祉サービスの量と質の需要が高まってくることが想定され、グループホームの世話人、訪問看護師、相談支援専門員などの人材確保がますます困難になることが懸念されます。
- このような中、大阪府では、福祉人材を量・質ともに安定的に確保していくため、「大阪府介護・福祉人材確保戦略 2023」をとりまとめ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つのアプローチにより、オール大阪で取組みを進めています。
- 「参入促進」については、介護職のイメージアップやマッチング力の向上、若者や社会人経験者、地域の障がい者や高齢者等、幅広い層の参入促進を図り、幅広く活躍できる人材の確保を推進します。「労働環境・処遇の改善」については、介護ロボットの導入

促進、ICT を活用した業務効率化の他、多様な人材の障がい福祉分野への誘導や実態に見合った報酬改定も含めた国への要望等を通じて労働環境や処遇の改善を図るとともに、地域の障がい福祉サービス事業所と連携した職場体験や、実地訓練、専門研修等を実施し、大阪府全体で施設職員やサービス従事者の「資質の向上」に向けて取り組んでいきます。

- 特に、個々の障がい特性やニーズを踏まえつつ、「8050 問題」や「親亡き後」や強度行動障がいや高次脳機能障がいなどの複合的または専門性の高い課題に応じた支援やサービス提供につなげていくためには、的確な見立てが必要であり、より専門的な支援スキル・環境調整のノウハウが求められます。今後、好事例の横展開（市町村間・事業所間において先進的・効果的取組等を広げていくこと）を図るとともに、サービス従事者のアセスメント・モニタリングの質を向上させる研修の充実や府立施設等の取組みを活用した障がい者の地域生活を支える人材の育成等に取り組んでいきます。
- 発達障がいについては、個々の特性に応じた専門的な支援が求められるため、発達障がい児を支援する通所支援事業所に対して適切な支援ノウハウを提供したり、発達障がい児者の多様なニーズに対応する支援機関へのコンサルテーションを行うことで地域の支援力の向上に努めます。
- また、障がい者が、支援者として障がい福祉サービス事業所で働くことができるようになることも考えられます。そのような場所で積極的に障がい者が活躍できるよう、サービス従事者になるために必要となる研修や資格取得等において、障がい特性に応じた情報保障や移動支援等の合理的配慮の提供に関する取組みも進めていきます。

（４）障がい理解の促進と合理的配慮の浸透（「支え合う力」の強化）

- 障がいは多種多様で、必要となる支援等も一律ではありません。また、発達障がい児者、難病患者などは外見からはわかりにくい障がいのために、学校や職場などにおいて、周囲から理解されず苦しい思いをしている方もいます。地域に暮らす全ての人々が、障がいや障がい者についての理解を深め、障がい者に自然に配慮できるようになるような環境を整備していくことが必要です。
- まずは、府民一人ひとりが、障がいについて理解することが何よりも大切であり、合理的配慮の提供が、日常的・自発的に実践される社会をめざしていかなければなりません。

ん。

- 最重点施策の一つである「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行」についても、入所施設が地域移行を進めるだけでなく、緊急ケースに対応することで障がい者の地域生活を支えるとともに、地域との交流機会の確保にも取り組むことにより、地域で暮らす人々の障がい理解の促進を図っていくことも可能となります。
- また、罪を犯した障がい者への理解は十分ではなく、地域に戻り社会参加するにも受け皿は乏しく、司法と福祉の連携も十分でない現状があるため、適切な環境や支援につなげ、地域で支える取組みを進めていきます。
- 地域を育むためには、地域で暮らす人々だけでなく、事業者等の障がいへの理解も不可欠です。障がい者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供などの事案が少なからず発生しています。差別のない社会づくりに向け、自治体と事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、障がい理解に係る情報発信等を行う必要があります。就職においては、企業等が採用選考で障がいをはじめとした理由によって不当な差別的取扱いをすることがなく、障がい者が職場で必要な支援を受けられることができるように、企業等における障がい者への理解に向けた取組みを進めていきます。
- さらに、日常生活の様々な場面だけに限らず、自然災害や新型コロナウイルス感染症のような新興感染症など、非常時の支援体制を充実させるためにも、地域での避難行動への支援や避難所での情報保障等の合理的配慮の提供など、障がい理解の促進や障がい特性に応じた合理的配慮の提供の確保に向けた取組みも進めていきます。
- 具体的には、店舗・病院・学校・職場・公共交通機関等あらゆる場面で、差別を受けないことはもちろん、障がい特性に応じた合理的配慮が提供されるように、行政が実施するイベントや研修等の様々な機会を活用して、障がい理解の促進に努めます。さらに、配慮を必要としていることを周囲に知らせるマークの普及等の取組みを通じて、合理的配慮の実践を広く府民に呼びかけます。

(5) ユニバーサルデザインの推進（「誰もが暮らしやすい」地域づくり）

- 国が策定した「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」によると、ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよ

う、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方を意味します。

- 障がいはもちろん、文化・言語・国籍・老若男女といった差異に関わらず、誰もがストレスなく快適に施設を利用したり、製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、求める情報にアクセスできる環境が整備されることで、個々の能力を活かして、自らの描くライフスタイルどおりに活躍できる社会をめざします。
- 具体的には、「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」に基づく施策の充実等により、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの観点からの取組みを通じて、オール大阪でハードとソフトの両面から地域での快適な生活環境の整備を図ります。
- 令和7年には「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、大阪・関西万博の開催が予定されています。万博開催に向けた機運の後押しを受け、積極的に AI (artificial intelligence 人工知能) や ICT (Information and Communication Technology 情報通信技術) 等の先進技術を活用しながら、全ての障がい者へのサポートや負担軽減に向けた取組みを進めていきます。
- 先進技術の活用により、障がい者の意思疎通支援や情報保障などが充実することで、障がい者のさらなる活躍や生活の質の向上のほか、社会における障がい理解の促進が期待されます。
- 一方で、先進技術の活用・普及に伴って、情報格差が生じることのないように、情報アクセシビリティの保障も必要です。全ての障がい者が公共施設や公共交通機関等を円滑に利用できるよう、より一層のバリアフリー化や、誰にでもわかりやすい設備や表示のユニバーサルデザインの促進に取り組めます。

(6) 大阪府全体の底上げ（支援の質の向上と支援を行き届かせる地域づくり）

- 大阪府は、広域的、専門的な観点から、市町村と連携し、障がい者が、いつでも、どこでも必要なサービスを利用し、自立した生活を営み、社会参加できるよう、障がい福祉施策に取り組んでいますが、今後、障がい福祉分野における課題は、外国人や高齢者、その他マイノリティとされる方々が地域で暮らす上で抱えている課題とも関連があるほか、災害対応や感染症対策については、関係部局間で連携して進めていきます。さらに、

障がい者の重度化・高齢化が進む中、障がい福祉計画や障がい児福祉計画のPDCAサイクルの運用や、地域自立支援協議会の運営状況等から市町村の状況を適切に把握し、要因分析や改善策の検討を通じて、市町村をバックアップして対応力の平準化を図るとともに、大阪府全体の底上げに取り組んでいくことが、より一層求められます。

- 障がい者の地域での希望する暮らしを実現するためには、障がい者やその家族が孤立しないように、障がい福祉サービス事業所や医療機関、学校、行政など関係機関が連携して支えていくことが不可欠です。府内ではそうしたネットワークがまだまだ脆弱であり、府が好事例等を集約し、市町村に横展開していきます。また、移動支援や情報保障等も不可欠であり、地域間格差が生じないよう、様々な生活場面において適切に確保するとともに、大阪府が先進的に取組みを進めている言語としての手話の認識の普及や習得の機会の確保に関する施策についても、より強力に推進していきます。
- また、最重点施策の一つである高次脳機能障がい者や発達障がい児者、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等、難病患者などの専門性の高い分野や、強度行動障がいの状態を示す方や罪を犯した障がい者への支援の確保など、新たなニーズに対応した障がい福祉サービスの充実・確保に努めていきます。
- 障がい者の自立と社会参加の促進に向け、障がい者の暮らしを支える障がい福祉サービスを、質・量ともに安定的に確保することが重要であり、サービス事業所の職場環境改善等への支援にも努めていきます。

「我が国においては、少子高齢化が急速に進行し、社会が人口減少に直面するとともに、単身世帯の増加等家族の在り方や地域社会も変化する中で、個人や世帯の抱える課題が複雑化・多様化し、それと同時に障がいの状態像や本人の抱える困難も多様化している。そしてこのような変化と連動する形で、「障がい」はすべての人が抱え得る「多様な困難や生きづらさの一つ」であり、「グラデーションのように広がる連続的なもの」としてとらえるべきとの声が聞かれるようになった。」。これは厚生労働省が実施した令和元年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究報告書」の抜粋です。

発達障がいは「非定型発達」といわれることもあり、多くの人と比べて、発達の進み方に偏りがあると考えられています。これは特性の一つであり、どちらが良い・悪いということではありませんが、自分は周りの人と違うと感じたり、人間関係がうまくいかず生きづらさを感じる人もいます。

発達障がいの一つである自閉スペクトラム症は、対人関係が苦手、こだわりが強いといった特徴がありますが、個人によってその症状は様々であり症状が重い人から目立たない人までグラデーションのように広がっており、生きづらさを抱えておられても明確な診断がなされない場合もあります。誰もが自分らしく生きていくためには、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向け、能力を伸ばすために必要な支援や環境の調整を行うことが必要です。

同様に生きづらさを抱えている、性的指向・性自認についての少数派（性的マイノリティ）の人がいます。他人に知られてしまうことによって、差別・ハラスメントなどの被害や異動・退職勧奨などの不利益を被ることにつながることを恐れ、性的指向や性自認を隠すように振る舞い、性的マイノリティが抱える困難が理解されにくいことがあります。

大阪府では、令和元年度には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を制定し、事業者に対して性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組みに努める旨を明記しました。

また、労働施策総合推進法では、性的指向・性自認などの機微な個人情報労働者の了解を得ずに暴露することはパワハラに該当する場合があるとされている他、法務省の人権擁護機関において、人権啓発冊子で性的指向・性自認を理由とする偏見や差別の解消をめざして、啓発や相談・調査救済に取り組んでいます。

障がい者を福祉・医療等を中心とした「施策の客体」に留めるのではなく、全ての人々が「権利の主体」である社会の一員として、その責任を分担し、必要な支援を受けながら、自らの決定・選択に基づいて社会活動に参加することが重要であり、それによって、本当の意味で豊かで、多様性を尊重する真に創造的で活力ある社会の実現が可能となります。

大阪府では、障がいの有無に関わらず、生きづらさを抱えた人も含めて、あらゆる人々が社会・経済・文化活動などに参加できる機会を確保し、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会の実現をめざしていきます。

刑務所・少年院・保護観察所等の退所者の中には、障がいがあり、退所後に障がい福祉サービスなどの支援が必要なケースがあります。

しかしながら、これまで司法関係機関と福祉関係者との間で連携や情報共有が十分ではなく、退所後の地域生活への支援が円滑かつ適切に行われず、犯罪を繰り返してしまうといった状況がありました。

そのため、平成 21 年度から地域生活定着支援センターの整備を開始し、平成 23 年度末に全都道府県での整備が完了し、平成 24 年度からは全国での広域調整が可能となりました。

地域生活定着支援センターでは、下記のような業務を実施しています。

①入所中から帰住地調整を行うコーディネート

保護観察所等からの依頼に基づき、面接による福祉ニーズの把握、援護の実施者（市町村）との調整、障がい福祉サービス事業所等のあっせん、障がい福祉サービスの利用申請

②福祉施設等への入所後も継続的に支援するフォローアップ

訪問による生活状況の確認、地域の関係機関との連携によるバックアップ体制の調整

③地域に暮らす本人に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援

本人等からの相談に応じた障がい福祉サービス等の利用に関する助言や必要な支援

併せて、再犯防止に向けた取組み、安心できる住まいの場や日中活動の場の確保なども重要です。

具体的には、丁寧にアセスメントを行うことによって犯罪行為に至った要因を分析した上で、その要因を軽減・除去し、誘発しないよう環境調整を行い、適切な治療・支援プログラムにつなげていくほか、罪を犯した障がい者に対応できる通過型の宿泊施設の整備や生活資金の確保に向けた就労支援や成年後見制度の利用促進や生活訓練の実施などが考えられます。

一方、起訴猶予、罰金、執行猶予などの処罰に留まり刑務所などに収容されなかった方が支援につながる仕組みは整っていないため、支援につながらずに動向が不明になる方が多く存在します。

大阪府では、コーディネーターを配置し、そのような方々に支援を届けるべく、司法機関と連携し地域の障がい福祉サービス等につなげるモデル事業を、法務省の委託事業により実施してきました。その結果、司法機関からの情報提供や勾留期間中の面談が可能となるなどの連携が図られ、継続的にコーディネーターが寄り添うことによって、本来支援を必要とする方の安心とあわせて地域の支援につなげることができました。

その反面、支援を受けた経験がなかったり、自分の障がいを十分理解できていないことによって、「福祉って何?」「支援は必要ない」と考える方もおり、支援につながらなかったり、関係を築いて支援を受け入れるまでに時間や工夫が必要であったりするような難しさが明らかになりました。

そのような方々も生きづらさを感じ状況を変えたいと思っているはずです。そこにある真のニーズをつかみ、それに応えるための支援の仕組みが求められています。短い勾留期間の中でより早く福祉的視点で関わるなど、司法と福祉の連携の強化を図るとともに、市町村や基幹相談支援など地域の支援者の人材育成や理解啓発の促進を図りながら、地域が主体となり、継続して対象者を支えるネットワークが形成される取組みを進めることが必要です。

さらに、罪を犯した障がい者の地域生活を確保するためには、本人支援だけでなく、罪を犯した障がい者などへの地域住民の偏見を払拭するための環境づくりに努めていくことも重要です。

障がい者支援施設については、入所により障がい者の生活を支援する役割に加え、入所者の地域移行を支援することが求められています。一方、障がい者が地域において安心して過ごすことができる生活の場や支援体制が十分に整備されていない場合も多く、入所者の高齢化や重度化が進展する中、家族からのサポートが難しくなっており、医療との連携や看取り等への対応や、障がい種別ごとの対応に限らない多種多様な特性（強度行動障がい、発達障がい等）への対応が求められています。

今後、入所施設が有する強みやノウハウを活かして障がい者の地域生活を支える機能を担っていくとともに、地域移行、地域支援を通じて地域の福祉サービス事業所との関係づくりを図っていくことが必要です。

また、長年入所施設で生活していると、社会経験や地域とのつながりが失われるため、地域移行にあたって大きな弊害となります。

障がい者への支援については個別性が高く、個別に適切な支援方法を確認するためには相当の時間を要します。特に重度障がい者の場合、環境の変化に弱く、新しい環境に慣れるためには相当の時間を要します。

そのため、今後はグループホームなどの入所施設以外の生活の場の体験利用など、施設入所者に地域での暮らしのイメージを持ってもらうことが必要です。

併せて、入所施設の設備を地域住民に開放したり、入所施設のスペースを活用し、地域住民も含めたイベントを開催したり、施設入所者が地域活動に参加することも重要です。

これは施設入所者と地域住民との交流促進を通じて、施設入所者の社会参加を促進するだけでなく、風通しの良い施設運営によりサービスの質を向上させることが可能です。

さらに、地域住民による入所施設への理解が促進されることにより、グループホームの建設に地域住民が反対する施設コンフリクトといった課題の解消にも寄与するなど、副次的効果も期待されます。

社会的孤立・ひきこもり・虐待・生活困窮など障がい者等を取り巻く社会・経済情勢はますます厳しくなっています。

こうした課題に対応するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会において平成 27 年度に「大阪しあわせネットワーク」を立ち上げ、府内の全ての社会福祉法人が各施設の強みや特徴を活かして、一人ひとりへの支援の充実を図っています。

具体的には、社会福祉法人の拠出による基金を造成し、今日・明日食べるものがない、電気・ガスが止まってしまったなど様々な生活上の「SOS」に対応し、食材の提供などの経済的援助や地域住民・企業・関係団体等から寄付・提供していただいたリユース可能な家電・家具・日用品・食品の提供を実施するとともに、地域の中で気軽に立ち寄れる安心できる居場所づくりやボランティア活動等を通じた社会参加や生きがいづくりなどを支援しています。

また、市町村の社会福祉協議会では、地域貢献委員会（施設連絡会）が組織化され、社会福祉法人と地域（地区福祉委員会や民生委員・児童委員等）のつながりを強化して様々な地域課題の解決を図ってきました。

例えば、門真市では、事例検討を重ねることで分野を越えて連携しなければ解決できない課題が多いことを共有した上で、分野横断的な知識を習得するための研修会を開催するとともに、高齢・障がい等の施設・サービス内容を可視化したマップを作成し、地域住民に身近な相談窓口があることを周知しています。

熊取町では、ボランティア連絡会と共催で地域貢献福祉講座を開催し、災害時の移動手段、緊急時の手話や知的障がいのある方への理解などを啓発するとともに、福祉まつりにおいて車椅子体験を実施しています。

箕面市では、市内の小学校・中学校・高校での福祉教育において、高齢者施設や中途障がい者の協力による車椅子の扱い方を指導し、当事者の生活について話を聞く機会を設ける車椅子体験学習やところに病のある方が働く福祉事業所での交流授業などを実施しています。

高槻市では、障がい者施設の喫茶スペースを活用した高齢者会食事業、地元のパン屋・パティシエ・他の福祉施設などの協力によるスイーツバイキングや下校途中の子ども達も対象にした「ふるまいぜんざい」といった行事を開催しています。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
<p>(1)障がい者虐待の防止や差別の禁止(「命と尊厳を守る」地域づくり)</p> <p>○障がい者差別解消における合理的配慮の義務化等(障がい福祉企画課)</p> <p>令和2年3月に障がい者差別解消協議会において「事業者による合理的配慮の提供について、法的義務化の検討を進めるべき」と提言されたことを踏まえ、条例改正について検討を行い、「事業者による合理的配慮の提供」を義務化しました。今後は、障害者差別解消法や障がい者差別解消条例の周知に加え、積み重ねた相談事例の紹介や心のバリアフリー推進事業の実施等により、障がいを理由とする差別の解消についての理解が進むよう取り組みます。</p>	
<p>○障がい者の住まいの場の確保(人権局、障がい福祉企画課、生活基盤推進課、居住企画課、建築振興課、住宅経営室)</p> <p>「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用して、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図ります。</p> <p>また、障がい福祉施設等の指定時において、障がい福祉施設等の設置者が地域住民に理解されるよう、地域交流を積極的に進めるよう指導していきます。</p> <p>また、障害者差別解消法及び条例の啓発に努めます。</p> <p>さらに、障がい者を含む住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」に基づき、市区町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促進します。</p> <p>「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。</p> <p>大阪府及び市町村に入居拒否・入居差別に関する相談窓口を設け、幅広く相談に応じるとともに、家主・管理会社・家賃債務保証業者に対して障がい者であることを理由に入居拒否を行わないことを含め、大阪府作成のパンフレットを活用し、障がい者の方が安心して入居できるよう啓発を行います。</p> <p>「Osaka あんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。</p>	<p>目標値(令和7年度)</p> <p>宅地建物取引業者が人権に資する指導基準の規制内容について認識している割合:100%</p>
<p>○障がい者虐待の防止(地域福祉室、障がい福祉企画課、生活基盤推進課)</p> <p>障害者虐待防止法に基づき、大阪府障がい者権利擁護センターにおいて、市町村からの障がい者虐待対応に関する相談への助言・情報提供等の後方支援や、広域的な市町村間の調整等を行います。障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、市町村や障がい者虐待防止センター職員の資質向上を目指した虐待防止研修の実施に努めます。</p> <p>また、障がい者差別や虐待を防止し、障がい理解を進めるため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けるとともに、行政だけでなく、障がい者団体、企業等と連携し、啓発事業を行います。</p>	
<p>○障がい理解の促進による障がい者差別の防止(障がい福祉企画課)</p> <p>障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待を防止するため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けます。</p> <p>また、行政だけでなく、障がい者団体、企業等と連携し、啓発事業を実施し、広く府民、事業者等への啓発に努めます。</p>	

<p>○旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方の救済(地域保健課、障がい福祉企画課) 一時金の支給対象となりうる方に情報が広く行き渡るよう、庁内関係課及び医療・福祉等関係機関と連携・協力し、多様な広報チャネルを通じて積極的に周知を行います。 また、法施行より5年の請求期限の無期限化の法改正とともに対象者の多くが障がい者であることを踏まえ、メディアを活用した継続的な周知を全国的に展開するよう国に対して働きかけます。</p>	
(2)関係機関による強固なネットワークの構築(「支援体制と課題解決力」の強化)	
<p>○引きこもりや社会での孤立等への支援(地域福祉課) 大阪府ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの状態にある本人・家族等からの相談に応じるとともに、市町村や関係機関に対し、支援ケースに係るコンサルテーション、研修等を実施します。</p>	
<p>○市町村の相談支援体制の充実(地域生活支援課) 障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かく適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先行事例紹介を情報提供するといった支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。</p>	<p>目標値(令和8年度) 全ての市町村で基幹相談支援センターを設置</p>
<p>○地域生活支援拠点等の整備促進(生活基盤推進課) 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「緊急時の受け入れ・対応の体制づくり」の取組みを進め、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の運営に関する必要な助言等を行います。</p>	
<p>○関係部局・機関との連携促進(防災企画課、福祉総務課、高等学校課、支援教育課、市町村教育室) 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。 市町村に対する防災研修や意見交換会を共同で実施するなど、関係部局が連携し、一丸となって災害対策に取り組むことができるネットワーク及び支援体制の強化を図ります。 また、府立支援学校のセンター的機能等を活用し、医療・福祉・保健等関係機関との連携を図ります。</p>	
<p>○自然災害における避難場所の確保・避難支援(防災企画課、災害対策課、福祉総務課) 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。 福祉避難所について、障がい者等の障がいの特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、関係部局と連携し、市町村や事業所に対して働きかけます。 避難場所の確保や避難支援の取組みについて、関係機関等と連携した検討が図られるよう、防災研修を実施して事例紹介を行うなど、市町村に対して働きかけていきます。</p>	
<p>○包括的な支援体制の整備(地域福祉課) 市町村において包括的な支援体制が構築・拡充されるよう市町村訪問による助言・先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。</p>	
<p>○地域貢献委員会※を核とした協働の基盤づくり(地域福祉課) 市町村社協における地域貢献委員会の設置促進を通じて、福祉施設等のマンパワー、拠点、設備、種別を越えた施設同士が連携することで、福祉施設等の有効活用や災害時の支援を要する人への支援、地域の交流等「福祉と共生のまちづくり」が一層進むよう、府社協や市町村とともに支援します。 また、地域貢献委員会を核とし、市町村や地域住民等と広範につながる協働の基盤づくりに府社協とともに取り組みます。</p>	

<p>※地域貢献委員会とは 府社協では、地域福祉を推進するための課題として、社会的な援護を要する人々への支援、また、社会による排除・摩擦・孤立等をなくす地域社会を実現するために、市町村社協において、社会福祉施設等と連携し、地域住民のニーズに具体的に応えることのできる仕組みとして設置推進しているもの。 現在、地域のNPO法人や民間企業等、多様なメンバー構成により、37市町村社協(令和4年度末現在)が地域貢献委員会を設置し、地域課題に取り組んでいる。</p>	
<p>(3)人材の確保と育成(「担い手」の強化)</p>	
<p>○障がい福祉分野への参入促進による人材確保(地域福祉室、高等学校課、障がい福祉企画課、高齢介護室、雇用推進室) 大阪福祉人材支援センター運営事業(無料職業紹介・就職フェア等)において、医療ニーズや複数の障がいのある方々など、高度化・多様化する支援ニーズに対応したマッチングの実施を検討します。 また、高校生や大学生をターゲットにしたインターンシップを実施し、介護・福祉職場の雰囲気や業務内容を直接知ることで、介護職に関する先入観や思い込みを取り除き、就職後のミスマッチの防止を図ります。 福祉部と連携して、教職員対象のセミナーや高校生のための福祉インターンシップなどの周知をととして福祉・介護のしごとの魅力を発信していきます。</p>	
<p>○障がい福祉サービス従事者の処遇改善・就業環境整備(生活基盤推進課) 福祉サービスを安定的に提供できる体制のために人材の維持・確保は重要な課題であるため、障がい福祉サービス事業所に従事する職員の配置基準や処遇改善加算の見直しについて国に要望していきます。</p>	
<p>○障がい福祉サービス従事者の資質向上(福祉人材・法人指導課、地域生活支援課、高齢介護室、子ども室) 障がい特性やニーズに応じた適切な支援が行える障がい福祉サービス事業者の養成とさらなる資質の向上のため、障がい者の特性に対する理解と専門的知識・技術を習得させるための各種研修等の機会を確保します。 地域医療介護総合確保基金等を活用し、職員のキャリア形成を支援することを目的とした階層別(新任職員、主任・リーダー、管理職等)の専門的研修を実施します。</p>	
<p>○府立障がい者支援施設を活用した高度人材の育成(地域生活支援課) 府立障がい者支援施設において蓄積した、強度行動障がいの状態を示す方や社会関係障がい(※)の状態を示す方、高次脳機能障がい者に対する、アセスメントの手法、新たな支援方策、専門的な支援技法を蓄積します。 これらの府立障がい者支援施設において蓄積した知見や支援方策について障がい者自立相談支援センターを中心に研修の実施等により民間事業所への普及を図ります。 (※)社会関係障がい:大阪府が暫定的に使用している用語であり、概ね青年期の中軽度の知的障がい者であって、家庭・地域において生活・社会的習慣・対人関係などの習得が困難なために生じる反社会性・非社会性のある言動が顕著で地域での対応が困難な状態</p>	
<p>○研修・資格取得等における情報保障等(障がい福祉企画課、自立支援課、地域生活支援課) 研修や資格取得等における合理的配慮について、事業者からの相談に対応するとともに、積み重ねた事例に基づいて考え方を示す等、事業者の合理的配慮に関する理解が進むよう取り組みます。 障がいのある方が研修を受講しやすいよう適宜配慮するとともに、障がい特性に応じた研修に必要な情報保障等、障がいのある受講者への合理的配慮の実施に努めます。</p>	

(4)障がい理解の促進と合理的配慮の浸透(「支え合う力」の強化)	
<p>○障がい者差別の解消に向けた障がい理解の促進(障がい福祉企画課)</p> <p>障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別を解消するため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けます。</p> <p>また、行政だけでなく障がい者団体や企業等と連携し、差別の解消や合理的配慮の提供など、障がい理解促進のための様々な啓発物を作成、配布し、広く府民、事業者等への啓発に努めます。</p>	
<p>○地域移行に向けた障がい者の理解促進(障がい福祉企画課、生活基盤推進課、地域生活支援課)</p> <p>入所施設が地域の関係機関と連携し、地域における障がい者等の緊急時に備えた体験の機会の提供等により、障がい者の地域生活を支えることで障がい理解が図られるよう、働きかけていきます。</p> <p>また、市町村等が地域移行先の地域資源との連携・調整や地域住民の理解促進等を総合的に取り組んでいこう、働きかけていきます。</p>	
<p>○公正採用選考の推進(労働環境課)</p> <p>企業等が採用選考において、障がいははじめとした理由によって不平等な取り扱いをすることがないように、企業等に対し公正採用選考人権啓発推進員の設置を求めるとともに、推進員を対象に実施する新任・基礎研修の講座内容に、「障がい者雇用」を位置づけるほか、啓発冊子「採用と人権」に掲載して、府ホームページにて公表することにより、企業等の公正な採用選考に対する理解の促進に努めます。</p>	<p>目標値</p> <p>公正採用選考人権啓発推進員を対象とした新任・基礎研修を毎月実施する。</p>
<p>○災害時における避難行動への支援(防災企画課、福祉総務課、障がい福祉企画課)</p> <p>自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組めます。</p> <p>関係部局と連携を図りながら、市町村防災研修や意見交換会を共同で実施するなど、市町村に対する支援を行うことで、地域における要配慮者・避難行動要支援者に対する取組み等を推進します。</p> <p>「水害ハザードマップ作成の手引き」を踏まえ、あらゆる人が活用できるハザードマップとなるよう、市町村に対し、音声読み上げ対応等について働きかけていきます。</p>	
(5)ユニバーサルデザインの推進(「だれもが暮らしやすい」地域づくり)	
<p>○AI・ICTの活用による障がい者のサポート・負担軽減(万博協力室、スマートシティ戦略総務課、地域戦略・特区推進課、デジタル行政推進課、障がい福祉企画課)</p> <p>大阪スマートシティ戦略において、自治体の窓口に向くことなく、パソコンやスマートフォン等の携帯端末で自宅から行政手続きが行えるようにする行政手続きのオンライン化の推進や、最寄り駅から自宅までのラストワンマイル問題を解決するためのAIオンデマンド交通の導入等、障がい者の負担軽減にも繋がる各種取組みを進めていきます。</p> <p>大阪・関西万博では、その会場を「People's Living Lab(未来社会の実験場)」として、新たな技術やシステムを実証する場と位置づけ、多様なプレイヤーによるイノベーションを誘発し、それらを社会実装していくためのSociety5.0実現型会場をめざします。</p> <p>大阪府においては、「ユニバーサルデザイン社会・大阪」をめざし、様々な取組みを進めており、大阪・関西万博においても、AIやICT等を活用し、例えば会場には来場できない人々であっても擬似的に参加体験できるようにするなど、誰もが万博を経験し、楽しんでもらうための取組みを進めるべく、2025年日本国際博覧会協会とともに、今後も十分に検討していきます。</p>	
<p>○先進技術の活用による意思疎通支援の充実(障がい福祉企画課、自立支援課)</p> <p>令和2年6月に運営を開始した「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核にして、意思疎通支援の必要な障がい者に対して、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。</p>	

<p>○ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進(府民文化総務課、福祉総務課、障がい福祉企画課、都市計画室、交通道路室、住宅まちづくり総務課、建築指導室、公共建築室)</p> <p>大阪府ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの観点から取組みを進めます。</p> <p>■バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく建築物のバリアフリー化 バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化を推進します。</p> <p>■基本構想等の作成・見直しの促進 平成31年3月作成の大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針を踏まえ、市町村が基本構想等を作成・見直しすることにより、面的・一体的なバリアフリー化を促進します。</p> <p>■鉄道駅等のバリアフリー化の促進 令和2年3月に策定した大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針に基づき、バリアフリールートの複数化や乗換えルートのバリアフリー化等更なるバリアフリー化を促進します。</p>	
(6)大阪府全体の底上げ	
<p>○関係機関との連携促進・好事例の情報発信(地域福祉室、保健医療室、生活基盤推進課、高等学校課、支援教育課、小中学校課)</p> <p>自立支援協議会が、その中核的機能である相談支援を強化し、関係機関との緊密な連携により、地域課題の解決に向けて取り組むことができるよう、地域自立支援協議会の機能強化のためのバックアップを行います。</p> <p>また、地域自立支援協議会の取組事例や先行事例の紹介や顔の見える関係の構築を目的とした情報発信・情報共有の機会を設けることにより、地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた側面的支援を行います。</p> <p>難病患者・家族支援として、保健所において、訪問等の個別支援の充実、併せて関係機関を対象に研修会等開催し、難病に関する普及啓発を図り、医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に取り組むとともに、医療・保健・介護・福祉のネットワークを活用するなど、難病患者・家族・関係機関に対して、集約した情報の発信に努めます。</p> <p>また、当事者や家族がこころの問題に関する相談をいつでも安心して受けることができるように相談支援体制の充実と努めるとともに、医療機関や市町村障がい福祉担当課担当者等に対する精神疾患に関する専門研修や関係機関との連携会議等の充実を図り、地域の支援体制の向上に向けた取組みを進めます。</p> <p>さらに、保健所を拠点として、訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、医療的ケア児等への支援や地域関係機関の連携強化に向けて取り組むとともに、医療的ケア児等への支援について、保健所を拠点として訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、地域関係機関の連携強化に向けて取り組みます。</p> <p>府立学校での各種会議やフォーラム等を通して、好事例の発信に努めるとともに、SSW連絡会における研修等を通じて、学校と関係機関が連携した支援のあり方について、好事例を紹介する等、府内への発信を行ってまいります。</p> <p>政令市・中核市以外の全ての中学校区に、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置できるよう、市町村への補助を行い、障がいのある児童生徒やその保護者に対しても、関係機関等と連携した支援ネットワークの構築に取り組みます。</p> <p>府立支援学校のセンター的機能については、就学前から卒業後を見据えた関係機関との連携強化を図ります。</p>	
<p>○障がい福祉サービスの利用による障がい者の自立生活と社会参加の促進(障がい福祉企画課、自立支援課、地域生活支援課)</p> <p>障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。</p> <p>移動支援事業は、障がい者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、利用希望者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で、支給の決定を行うよう市町村に働きかけていきます。</p>	

<p>○聴覚障がい児への支援(自立支援課)</p> <p>新生児聴覚スクリーニング検査などにより、聴覚障がいを早期発見し、その後、速やかに、府手話言語条例に基づく施策の中核支援拠点である府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児支援につながります。</p> <p>また、関係機関と連携した切れ目ない支援を行うとともに、手話の習得支援を行うことができる環境整備も進めます。</p>	
<p>○専門性の高い分野等への支援の確保(自立支援課、地域生活支援課)</p> <p>医療依存度の高い重症心身障がい児者等を取り巻くさまざまな課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の円滑な連携システムの下、地域生活の維持・継続のための必要な地域ケアシステムの強化に取り組みます。</p> <p>発達障がい児者が地域で生活していく上で生じる多様なニーズに応えられるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等の多分野の関係機関が連携しつつ支援が実施できる体制づくりに努めます。</p> <p>強度行動障がいの状態を示す方等に対し、適切な障がい特性の評価、支援計画の作成及び適切な支援ができる人材を育成します。</p> <p>また、高次脳機能障がい者が障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な支援を受けられるよう、地域の先進的な支援手法等を集めた支援事例集や発症からの経過や障がいの状態などを記録するサポートツール、啓発用リーフレットの普及と活用を促し、高次脳機能障がい者の地域生活を支援します。</p> <p>また、罪を犯した障がい者が適切な支援につながるよう、司法と福祉の連携や地域の支援体制の整備に向けた取組みを進めます。</p>	
<p>○障がい福祉サービス事業所の職場環境改善(障がい福祉企画課、生活基盤推進課)</p> <p>障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。</p> <p>また、障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう障がい福祉サービスを支える職員の報酬改定を国に要望していきます。</p>	